

実践トレーニングコース（実践能力習得訓練コース）のご案内



事業所

障害のある人を採用したいけど、仕事への適性や能力があるか見極めたい。

自分に向いている仕事かどうか確かめたいけど、いきなり就職するのは心配・・・



障害のある方

訓練のメリット

実際の職場での実習を通し、仕事への適性や、こういったサポートが必要となるかを双方が知ることで、継続就労につながります。



訓練の概要

訓練対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの求職者で、公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込みをし、公共職業安定所長が受講あっせんする方。
訓練期間	1か月～3か月（随時開始） （1か月あたり最低60時間）
委託料	訓練生1人あたり月額66,000円（税込）を委託料として事業主にお支払いします。
訓練内容の例	介護施設の清掃・調理補助、工場での継手組立て・パッキン貼り・マニュアル類の梱包、農産物の栽培、パソコンの入力作業など
訓練活用事例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所へ見学に来た方に対して、訓練を通して仕事への適性を見極めます。 ・職場体験実習を実施した後、改めて就職を目指した訓練として仕事への適性を見極めます。 ・就業支援センターで過去に訓練を受講した方に紹介します。 ・ハローワークや各支援機関に募集チラシを配布し、訓練受講者を募集します。
その他	訓練生への賃金の支払いは不要です。訓練生には訓練期間中、雇用保険基本手当等・職業訓練手当・職業訓練受講給付金を受給出来る場合があります。

訓練までの流れ

①面接

担当者が訓練希望者と面接を行います。

②打合せ

担当者が事業所を訪問し、訓練内容等の打合せを行います。

③実施計画書作成

担当者が訓練実施計画書を作成し、ハローワークに提出します。

④入校願書提出

訓練希望者はハローワークに入校願書を提出します。

⑤契約手続き

事業者は就業支援センターと委託契約を締結します。

訓練開始

山梨県立就業支援センター

〒400-0026 山梨県甲府市塩部4丁目5-28
TEL (055)251-3210 FAX (055)251-3221
<https://www.pref.yamanashi.jp/shugyo/index.html>

